

議員提出議案第 1 号

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

提出者 中間市議会議員 小 林 信 一

提出者 中間市議会議員 蛙 田 忠 行

提出者 中間市議会議員 安 田 明 美



中間市総合会館条例の一部を改正する条例

中間市総合会館条例（令和2年中間市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中

第4章 指定管理（第26条—第31条）
第5章 補則（第32条）

を

第4章 生涯学習センター（第26条—第36条）
第5章 中央公民館（第37条—第41条）
第6章 指定管理（第42条—第47条）
第7章 補則（第48条）

に

改める。

第1条中「並びに市民の」の次に「生涯学習及び」を加える。

第4条に次の2号を加える。

(3) 生涯学習センター

(4) 中央公民館

第5条第2項中「ときは、」の次に「総合会館の」を加える。

第6条第1号中「毎週」を削り、同条第2号中「1月3日まで」の次に「をいう。以下同じ。」を加える。

第7条第3号中「善良な風俗を乱し」を「善良の風俗を害し」に改め、同条第4号中「もののほか、」の次に「総合会館の」を加える。

第8条第1項中「破損し」を「損傷し」に改める。

第12条第1項中「市長に」を削り、「提出し、」の次に「あらかじめ市長から」を、「使用の許可（以下」の次に「この章において」を加え、同条第2項第1号中「善良な風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」に改め、同項第2号中「破損し」を「損傷し」に改め、同項第4号中「使用を不相当と認める」を「使用許可をすることが不相当である」に改め、同条第3項中「第1項の」の次に「規定により」を加える。

第13条中「前条第1項の」の次に「規定により」を加える。

第14条第1項中「以下」の次に「この条及び次条において」を加える。

第15条中「市長が」を削る。

第17条前段中「その」を削り、「若しくは」を「使用を」に改め、「使用条件」の次に「（第13条の規定により付された条件をいう。第2号において同じ。）」を加え、同条第1号中「規則」を「規則等」に改め、同条第2号中「使用許可の条件」を「使用条件」に改める。

第18条第1項中「若しくは」の次に「使用を」を加える。

第24条第2項第3号を次のように改める。

(3) 年末年始

第32条を第48条とする。

第5章を第7章とする。

第4章中第31条を第47条とし、第30条を第46条とする。

第29条第2項中「別表第1又は別表第2」を「別表第1から別表第4まで」に改め、同条を第45条とする。

第28条を第44条とし、第27条を第43条とし、第26条を第42条とする。

第4章を第6章とし、第3章の次に次の2章を加える。

第4章 生涯学習センター

(適用範囲)

第26条 生涯学習センターの管理については、この章の定めるところによる。

(開所時間)

第27条 生涯学習センターの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 日曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 前号に掲げる以外の日 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第28条 生涯学習センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末年始

(職員)

第29条 生涯学習センターに館長その他必要な職員を置く。

(使用許可)

第30条 生涯学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会から使用の許可(以下この章において「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 教育委員会は、生涯学習センターの使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 生涯学習センターの附属設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) 生涯学習センターの管理運営上支障を来すおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用許可をすることが不適當であるとき。

(使用の条件)

第31条 教育委員会は、前条第1項の規定により使用許可又は使用許可の変更をするときは、生涯学習センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第32条 生涯学習センターの使用料(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下この条及び次条において「使用料」という。)は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

2 使用料は、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第33条 市長は、市若しくは教育委員会が主催し、若しくは共催する行事に生涯学習センターを使用するとき、又は特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第34条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に生涯学習センターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第35条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用条件(第31条の規定により付された条件をいう。第2号において同じ。)を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 使用条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(生涯学習センターへの準用)

第36条 第7条、第8条及び第18条の規定は、生涯学習センターについて準用する。この場合において、第7条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第5章 中央公民館

(適用範囲)

第37条 中央公民館(以下「公民館」という。)の管理については、この章の定めるところによる。

(区域)

第38条 公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。

(職員)

第39条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第40条 公民館に中央公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、20人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員が第3項に規定する要件に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解職することができる。
- 6 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(公民館への準用)

第41条 第7条及び第8条並びに第27条及び第28条の規定は、公民館について準用する。この場合において、第7条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

別表第1中「(第14条、第29条関係)」を「(第14条、第45条関係)」に改める。

別表第2中「(第14条、第29条関係)」を「(第14条、第45条関係)」に改め、同表の次に次の2表を加える。

別表第3 (第32条、第45条関係)

室別使用料

区分 室名等	使用料	冷暖房料	備考	
			面積	収容人員
第1研修室	440円/時	440円/時	86平方メートル	43人
	660円/時			
第2研修室	330円/時	440円/時	65平方メートル	31人
	500円/時			
第3研修室	440円/時	440円/時	98平方メートル	37人
	660円/時			
第4研修室	330円/時	440円/時	67平方メートル	31人
	500円/時			
視聴覚室	440円/時	440円/時	97平方メートル	37人
	660円/時			
工芸実習室	330円/時	440円/時	86平方メートル	25人
	500円/時			

陶芸窯	本焼	6,600円/回			
(電気窯)	素焼	3,300円/回			
和室1		330円/時	330円/時	15畳	30人
		500円/時			
和室2		330円/時	330円/時	20畳	40人
		500円/時			
多目的ホール		330円/時	440円/時	95平方メートル	50人
		500円/時			
体育館	全面	330円/時	空調設備なし	526平方メートル	600人
		660円/時			
	半面	160円/時			
		330円/時			
	卓球	110円/時			
		220円/時			
	走路	50円/時			
		110円/時			

備考

- 1 上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

別表第4 (第32条、第45条関係)

スポーツ以外の体育館使用料

9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	全日
-----------	------------	------------	-----------	------------	----

3,080円	4,620円	7,700円	7,700円	10,780円	15,400円
--------	--------	--------	--------	---------	---------

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
- 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(中間市生涯学習センター条例の廃止)

- 2 中間市生涯学習センター条例（平成15年中間市条例第32号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の中間市総合会館条例の定めるところによりなされた中間市総合会館の使用に係る許可、使用料の納付等であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日に係るものについては、この条例による改正後の中間市総合会館条例（以下「新条例」という。）の定めるところによりなされたものとみなす。

- 4 この条例の公布の際現にこの条例による廃止前の中間市生涯学習センター条例の定めるところによりなされた中間市生涯学習センターの使用に係る許可、使用料の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、新条例の定めるところによりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 5 新条例の定めるところによる中間市総合会館の使用に係る申請、使用料の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、この条例の公布の日から令和4年3月31日までの間においても、新条例の定めるところにより行うことができる。

中間市総合会館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第4章 生涯学習センター (第26条—第36条)</u></p> <p><u>第5章 中央公民館 (第37条—第41条)</u></p> <p><u>第6章 指定管理 (第42条—第47条)</u></p> <p><u>第7章 補則 (第48条)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の健康保持及び福祉の向上並びに市民の生涯学習及び文化活動の増進に係る総合的な市民サービスの提供を目的とする中間市総合会館及び同会館内の施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第4条 総合会館に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生涯学習センター</p> <p>(4) 中央公民館</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、総合会館の開館時間を変更することができる。</p>	<p>目次</p> <p><u>第4章 指定管理 (第26条—第31条)</u></p> <p><u>第5章 補則 (第32条)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の健康保持及び福祉の向上並びに市民の文化活動の増進に係る総合的な市民サービスの提供を目的とする中間市総合会館及び同会館内の施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第4条 総合会館に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</p>

(休館日)

第6条 総合会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。）

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、総合会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は職員^のの指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合会館^のの管理運営上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第8条 総合会館の入館者は、総合会館（附属する器具等を含む。）を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(使用許可)

(休館日)

第6条 総合会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

- (1) 毎週月曜日及び火曜日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、総合会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は職員^のの指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第8条 総合会館の入館者は、総合会館（附属する器具等を含む。）を破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(使用許可)

第12条 前条に掲げる事業以外で福祉センター（附属する器具等を含む。以下この条において「施設等」という。）を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、あらかじめ市長から使用の許可（以下この章において「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

(1)～(5) (略)

2 市長は、施設等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用許可をすることが不適當であるとき。

3 市長は、附属設備、備品等のうち別に定めるものについて第1項の規定により使用許可又は使用許可の変更をするに当たっては、福祉センターの使用に伴う場合に限り、使用許可又は使用許可の変更をすることができる。

(使用の条件)

第13条 市長は、前条第1項の規定により使用許可又は使用許可の変更をするときは、福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第14条 福祉センターの使用料（消費税及び地方消費税に相当する額

第12条 前条に掲げる事業以外で福祉センター（附属する器具等を含む。以下この条において「施設等」という。）を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、使用許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

(1)～(5) (略)

2 市長は、施設等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破壊し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用を不適當と認めるとき。

3 市長は、附属設備、備品等のうち別に定めるものについて第1項の使用許可又は使用許可の変更をするに当たっては、福祉センターの使用に伴う場合に限り、使用許可又は使用許可の変更をすることができる。

(使用の条件)

第13条 市長は、前条第1項の使用許可又は使用許可の変更をするときは、福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第14条 福祉センターの使用料（消費税及び地方消費税に相当する額

を含む。以下この条及び次条において「使用料」という。)は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2・3 (略)

(使用料の免除)

第15条 市長は、市が主催し、若しくは共催する行事に福祉センターを使用するとき、又は特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第17条 市長は、使用者が次の各号のいずれかにかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用条件(第13条の規定により付された条件をいう。第2号において同じ。)を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用条件に違反したとき。
- (3)・(4) (略)

(原状回復)

第18条 使用者は、福祉センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに、直ちに、設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならぬ。

2 (略)

を含む。以下「使用料」という。)は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2・3 (略)

(使用料の免除)

第15条 市長は、市が主催し、若しくは共催する行事に福祉センターを使用するとき、又は市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第17条 市長は、使用者が次の各号のいずれかにかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3)・(4) (略)

(原状回復)

第18条 使用者は、福祉センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに、設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならぬ。

2 (略)

(支援センターの開所時間等)

第24条 (略)

2 支援センターの休所日は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 年末年始

3 (略)

第4章 生涯学習センター

(適用範囲)

第26条 生涯学習センターの管理については、この章の定めるところによる。

(開所時間)

第27条 生涯学習センターの開所時間は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 日曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 前号に掲げる以外の日 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第28条 生涯学習センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

(支援センターの開所時間等)

第24条 (略)

2 支援センターの休所日は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 12月29日から1月3日まで

3 (略)

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末年始

(職員)

第29条 生涯学習センターに館長その他必要な職員を置く。

(使用許可)

第30条 生涯学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会から使用の許可（以下この章において「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 教育委員会は、生涯学習センターの使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 生涯学習センターの附属設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) 生涯学習センターの管理運営上支障を来すおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用許可をすることが不当であるとき。

(使用の条件)

第31条 教育委員会は、前条第1項の規定により使用許可又は使用許可の変更をするときは、生涯学習センターの管理上必要な条件を付

することができる。

(使用料)

- 第32条 生涯学習センターの使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下この条及び次条において「使用料」という。）は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。
- 2 使用料は、前納しななければならない。
 - 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第33条 市長は、市若しくは教育委員会が主催し、若しくは共催する行事に生涯学習センターを使用するとき、又は特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第34条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に生涯学習センターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第35条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用条件（第31条の規定により付された条件をいう。第2号において同じ。）を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 使用条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(生涯学習センターへの準用)

第36条 第7条、第8条及び第18条の規定は、生涯学習センターについて準用する。この場合において、第7条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第5章 中央公民館

(適用範囲)

第37条 中央公民館（以下「公民館」という。）の管理については、この章の定めるところによる。

(区域)

第38条 公民館の事業の対象となる区域は、市の全域とする。

(職員)

第39条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第40条 公民館に中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第3項に規定する要件に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

6 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（公民館への準用）

第41条 第7条及び第8条並びに第27条及び第28条の規定は、公民館について準用する。この場合において、第7条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第6章 指定管理

（指定管理者による管理）
第42条 （略）

（指定管理者の業務）
第43条 （略）

第4章 指定管理

（指定管理者による管理）
第26条 （略）

（指定管理者の業務）
第27条 （略）

(指定管理者が行う管理の基準)

第44条 (略)

2 (略)

(利用料金)

第45条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1から別表第4までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第46条 (略)

(利用料金の減免)

第47条 (略)

第7章 補則

(委任)

第48条 (略)

別表第1 (第14条、第45条関係)

(略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第28条 (略)

2 (略)

(利用料金)

第29条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第30条 (略)

(利用料金の減免)

第31条 (略)

第5章 補則

(委任)

第32条 (略)

別表第1 (第14条、第29条関係)

(略)

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
 - 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 別表第2（第14条、第45条関係）

(略)

備考 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
別表第3（第32条、第45条関係）

室別使用料

区分 ／ 室名等	使用料	冷暖房料	備考	
			面積	収容人員
第1研修室	440円/時	440円/時	86平方メートル	43人
	660円/時			
第2研修室	330円/時	440円/時	65平方メートル	31人
	500円/時			
第3研修室	440円/時	440円/時	98平方メートル	37人

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
 - 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 別表第2（第14条、第29条関係）

(略)

備考 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

	660円/時		トル	
第4研修室	330円/時	440円/時	67平方メートル	31人
	500円/時			
祝聴覚室	440円/時	440円/時	97平方メートル	37人
	660円/時			
工芸実習室	330円/時	440円/時	86平方メートル	25人
	500円/時			
陶芸窯	6,600円/回			
(電気窯)	3,300円/回			
和室1	330円/時	330円/時	15畳	30人
	500円/時			
和室2	330円/時	330円/時	20畳	40人
	500円/時			

多目的ホ ール	330円/時	440円/時	95平方メー トル	50人	
	500円/時				
体育館	全面	330円/時	526平方メー トル	600人	
		660円/時			
	半面	160円/時			
		330円/時			
	卓球	110円/時			空調設備な し
		220円/時			
	走路	50円/時			
		110円/時			

備考

1 上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。

3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

別表第4（第32条、第45条関係）

スポーツ以外の体育館使用料

9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	全日
3,080円	4,620円	7,700円	7,700円	10,780円	15,400円

備考

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。

2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。